

▷特集
こんにちは
小竹町地域包括支援センターです

2013 No.485

c o n t e n t s

▷特集	2
▷みんなのひろば	6
▷点描・町長の動き	9
▷役場からのお知らせ	10
▷読書の森	16
▷健康情報	17
▷暮らしの情報	18

こままち
だより
6月号

吉良久吾さん(新多区)の家に生えた3本の竹。「こんなふうに竹が交わり合うのは、初めて見た。この3本の竹のように、自治会と行政が協働し支え合って、子どもたちが将来に希望を持てるよう安全・安心のまちづくりを進めていきたい。」と吉良さんは熱い思いを語ってくれました。



こんにちは 小竹町地域包括支援センターです



小竹町地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう包括的に支援を行う総合相談機関です。平成18年に介護保険法の制度改正により創設され、今まで支部単位で運営していた地域包括支援センター(鞍手支部地域包括支援センター)が、平成25年4月1日より市町村に移行することになり、小竹町では「長寿健康の家(旧若竹荘)」に設置されました。



小竹町には、在宅の要支援者が、およそ180名います。

地域包括支援センターは、要支援レベルから要介護レベルにならないよう、予防の段階から支援することが業務の一つになっています。日常生活において「できないところ」だけに視点をあてるのではなく、「できるところ」を尊重して必要なサービスを提供することにより、前向きにチャレンジしたり、生き生きとした生活が過ごせるように支援するということを心がけています。

高齢化が進み、若い人が高齢者を見守るだけでなく、高齢者どうしがお互いに声を掛け合い、見守る時代になってきています。そのためには地域のネットワークが不可欠であり、役場や関係機関との連携を図っていくことがこれからの地域包括支援センターの役割です。



私たちにご相談ください

小竹町地域包括支援センターには、看護師、社会福祉士、要支援の認定者のケアプランを作成するプランナー、管理者、事務職員の計6名の職員が勤務しています。

「介護、福祉、医療」の専門分野が互いに連携をとりながら総合的に高齢者を支えます。お困りのことがあれば、まずは、私たち「小竹町地域包括支援センター」にご相談ください。

こんな仕事をしています

お気軽にご相談ください

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた機関です。介護に関する相談はもちろんのこと、介護保険以外でも高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつないだり、他の関係機関と連携をとりながら支援していきます。

- ・近所のひとり暮らしの高齢者が心配
- ・サービスについて知りたい
- ・今の健康を維持したい
- ・高齢者に関することでどこに相談すればいいかわからない など

介護予防を推進

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所です。介護保険で要支援1・2の認定を受けた人の「介護予防プラン」を作成し、それ以上状態が悪化しないよう自立に向けた支援をします。また、介護が必要な状態にならないよう介護予防(二次予防)事業にも取り組みます。

- ・要支援1の認定がおりたので、デイサービスに行きたいけれど…
- ・足腰が弱くならないようにしたい など

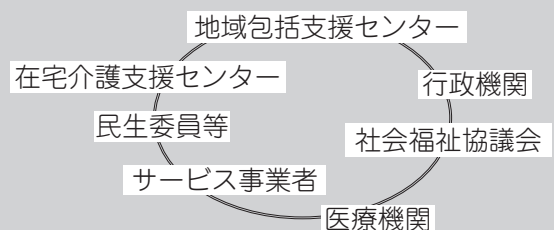
地域包括支援センター

地域包括支援センターは、虐待や消費者被害など、判断力が不十分になり、生活が困難になった高齢者の権利擁護に関する支援を行います。

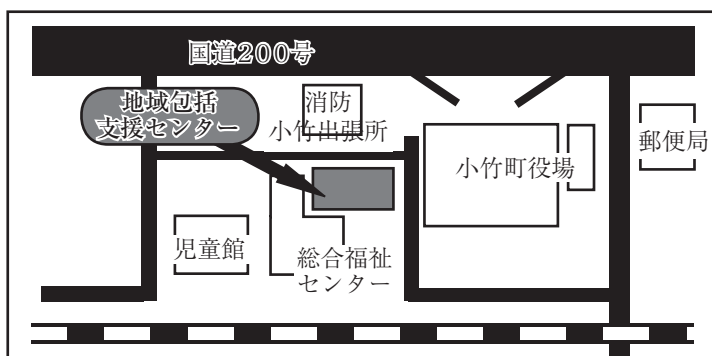
- ・訪問販売に困っている
- ・認知症のため金銭管理がむずかしくなった
- ・虐待にあっているかもしれない など

高齢者の権利を守る

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、役場や各関係機関と連携して業務に取り組みます。



関係機関との連携



小竹町地域包括支援センター

〒820-1103

小竹町大字勝野3362番地(長寿健康の家)

TEL:09496・2・1225

FAX:09496・2・1226

●窓口開設時間

月曜日から金曜日まで(祝休日・年末年始を除く)

8時30分から17時15分まで

税の公平性

小竹町における
滞納対策についてお話をします。

問い合わせ 税務住民課収納係 ☎2・1216

◎税金は町の大切な財源

町民の皆さんが納める町の税金は、教育や福祉など、さまざまな行政サービスを行うための大切な財源です。

税金の滞納は、町の財政を圧迫し、皆さんが安心して暮らせるためのまちづくりに支障をきたすことになります。

また、滞納を許してしまうと、納期限内に納付している皆さんに対して不公平になります。

このため、本町では、税収確保のため、税金の滞納者に対して、財産の差押えなどの滞納処分を積極的に行っています。

◎税金を滞納するじょう。。

納期限までに税金を納めなかった場合、年14.6パーセントの割合で延滞金が発生します。

滞納者に対しては、まず督促状を発送します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合、地方税法に「滞納者の財産を差し押さえないければならない」と規定されています。

本町では、滞納者のすべての財産を調査（預貯金、勤務先への給与照会、生命保険、自動車、土地や建物など）し、差し押さえて延滞金等を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

◎滞納をなくすための取り組み

平成23年度からは、国税徴収法に基づき、徴税吏員が滞納者宅に強制的に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「搜索」を行っています。搜索により、差し押さえた財産が家電製品や物品、自動車の場合は、公売会などで売却し、税に充てることとなります。現金を発見した場合も、差押えの対象となります。

収入や財産があるのに税金を納めない滞納者には、毅然とした態度で財産の差押えなどの滞納処分を行います。

◎事情のある人は必ず納税相談を

病気、失業、事業の廃止や経営困難など、やむを得ない事情で納期限内に納めることができない人は、税務住民課収納係にお越しください。収入状況等を聴き取った上で、分割納付計画を立てます。

ただし、滞納となった時点で財産調査は実施します。分割納付は、やむを得ない事情により税金を納期限までに納めることができないことが前提ですので、調査により、財産を発見したり、給与収入を確認するなどして、税金を納めることができることが明らかになった場合は、差押えなどの滞納処分の対象となります。

税金の滞納Q & A

Q 納め忘れて納期限が過ぎてしまいました。このまま放置しているとどうなりますか。

A 納期限を1日でも過ぎると滞納となりますので、納期限の翌日から延滞金が加算されます。また、納期限後に督促状を送付します(督促手数料が加算されます)。その後も納めなければ、財産(預貯金、給与、生命保険、自動車、土地や建物など)の差押えを行い、強制的に税金に充てます。

Q 納税相談または税金を納めに行きたいのですが、忙しくて役場へ行けません。

A 役場では、毎週木曜日、午後7時まで夜間窓口を開いています。また、忙しくて金融機関等で税金を納めることができない人は、口座振替のご利用をお勧めします。

Q 借金があって税金を納めることができません。

A 税金は、全ての債権に優先することが地方税法に定められており、借金より税金が優先されます。したがって、借金より税金の方が優先されることになります。

Q 延滞金は、どのくらいの割合で計算されるのですか。

A 延滞金は、地方税法の規定に基づき、基本的に年14.6%の割合(平成25年6月1日現在)で計算されます。滞納した税金が1万円の場合、1日当たり約4円の延滞金が発生します。

Q 差し押さえる前に、一言連絡はないのですか。

A 地方税法では、納期限が過ぎた後、督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えをしなければいけないこととなっています。差押えを行うに当たっては、事前に本人に連絡する必要はありません。

Q 預金や勤務先を調べる権利はあるのですか。個人の財産調査はプライバシーの侵害ではないのですか。

A 税金を滞納すると、国税徴収法に基づき、滞納者のすべての財産に対する調査権限が発生します。この権限によって、調査を受ける勤務先や金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法に抵触せず、プライバシーの侵害に当たりません。

○税金の納付は、口座振替で

納付については、自動的に指定の口座から引き落とされる口座振替が便利です。納期ごとに金融機関で納める手間が省け、うっかり忘れる事ありません。ぜひ、ご利用ください。手続きは、小竹町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、飯塚信用金庫、ゆうちょ銀行、直鞍農協)または役場窓口で行えますので、通帳、通帳届出印、納税通知書を持参してください。

○ご注意ください

～軽自動車税を車検前にしか納付しない人～

税金は、納期限までに納付することになっています。軽自動車税を車検前に一括して納付するつもりであっても、滞納中は、財産調査(貯預金、給与、生命保険、自動車、土地や建物など)を行い、財産を発見した場合は、差押えを行います。軽自動車も財産ですので、滞納している場合、軽自動車を差し押さえて公売し、滞納税に充てることになります。



◎平成25年度小竹町婦人会総会

4月19日に、小竹町総合福祉センターで、平成25年度小竹町婦人会総会が行われ、平成24年度の事業報告等がありました。

小竹町婦人会(会員数約90名)は、昨年4月に発足し、昨年度は女性防火クラブを設立し、3月の峰畑・勝野1区避難訓練の際に炊き出しを行うなど、さまざまな活動を行いました。「今後も社会福祉協議会やボランティア連絡会、役場等と連携しながら、女性の地位向上のために女性の視点からできることを考えていきたい。」と会長の峯岡準子さんは話してくださいました。

◎おめでとうございます～新多区～

3月22日、新多区環境衛生組合が平成24年度地区衛生組織活動功労者(団体の部)に選ばれ、(社)全国地区組織連合会会長表彰を受けました。

この賞は、事業歴が5年以上あり、地区衛生活動の功績が特に顕著な団体を対象に、県衛生連合会からの推薦を受けて表彰されるものです。

新多区は、農業の盛んな地域であり、農業用水として重要な水地でもあるため、永年にわたり、環境衛生向上に積極的な活動を実践してきた結果、住民が自主的に環境美化に取り組み、環境改善に貢献しているとして、表彰されました。



◎はつらつ運動会

4月28日に、小竹町町民体育館にて、第46回宮若市・鞍手郡身体障害者「はつらつ運動会」が行われました。

この大会は、宮若市・鞍手郡身体障害者(児)の心身の健康の保持や体力の維持・向上、身体障害者の主体的・自主的な社会参加を促進することを目的に行われるものです。

この日の参加者は総勢約120名で、車イス競争やパン食い競争、玉入れなどの種目を行い、とても活気あふれる大会となりました。

◎まだまだ元気です！「米寿の同窓会」

4月25日に、昭和13年に勝野尋常小学校を卒業された6年3組の同窓会が「日王の湯」(田川郡福智町)で開催されました。

今年で米寿(88歳)を迎える参加者の皆さんは元気いっぱい。「この会の名称は、6年3組なので六三会(むつみかい)と名付けました。お互いに気をつけて、100歳まで生きていきましょう。」と、事務局の出水トミエさん(芦北区)は話してくれました。





写真と記事の提供▶小竹浜に笑顔を贈る会

◎小竹浜へ行ってきました！

5月2日から4日までの3日間、東日本大震災後から交流のある宮城県石巻市小竹浜地区へ、小竹浜に笑顔を贈る会のメンバー3人で行きました。

小竹浜では、桜の木の植樹、鹿よけの外柵の設置作業などのボランティア作業を行いました。また、滞在2日目には持参した食材で鍋と雑炊を作り、集まった約30人の皆さんと懇親会を開き、心の交流をしました。

懇親会前に、松尾町長から託された小竹浜の皆様あての手紙を小竹浜の吉野区長が代読されると、「ありがたいな～」など口々におっしゃって、「松尾町長さんによろしくお伝えください。」とのことでした。

3日間と短い期間でしたが、小竹浜への訪問は今回で3回目となり、気心も知れてきているので、震災時の本当に生々しい体験談など、いろいろなお話を聞くことができました。

滞在期間中は、吉野区長をはじめ女性部の方々に大変お世話になり感謝しております。

最後に、震災から2年が経過し、実際に石巻市内や小竹浜を見ると少しずつ復興は進んできましたが、復興にはまだまだ時間がかかるのではないだろうかと心が痛みました。

◎環境性能に優れた自動車生産を

三泉化成(株)が「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定法人となり、4月19日に福岡県庁で小川県知事から本田隆介社長(写真右から2番目)に、指定書が交付されました。

この特区は、環境を軸にアジアから世界に展開する産業拠点を目指すものです。筑豊地域では、初めての法人指定で、本田社長は「今後、環境性能に優れた自動車生産に向けて、さらに高強度、軽量化部品の開発・生産に努めていきたい。」と意気込んでいました。



◎球技大会をしました！～中央区～

優勝	5組
準優勝	1-2組
3位	3組
4位	1-1組
5位	2組
6位	4組

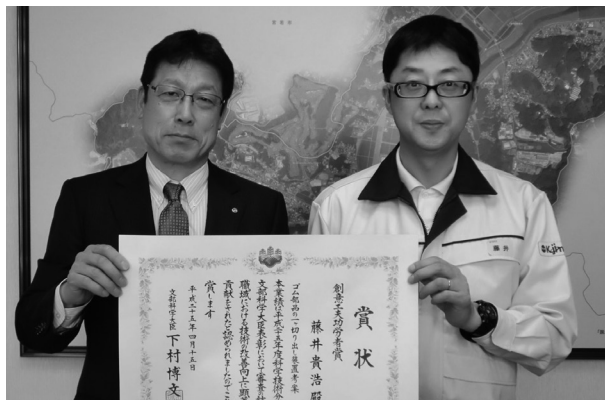
5月12日、小竹町児童体育館にて、中央区恒例の第5回球技大会(カーリング)を行いました。大会は、老若男女約100名の参加のもと、中央区各組全6チームで行いました。大会結果は次のとおりでした。大会では好プレー、珍プレーなどあり、とても楽しい一日でした。また、大会後には中央区の公民館にて、親睦をかねて懇親会をし、大いに盛り上がりしました。

区としても、一人ひとりが自治会組織を理解し、一人でも多く自治会に入っていただけという、努力をしていきたいと思っています。

記事の提供▶中央区自治会長 國房幸一さん

文部科学大臣表彰・創意工夫功労者賞受賞 おめでとうございます

小竹化成株式会社 製造部製造技術課 担当員 藤井貴浩さん



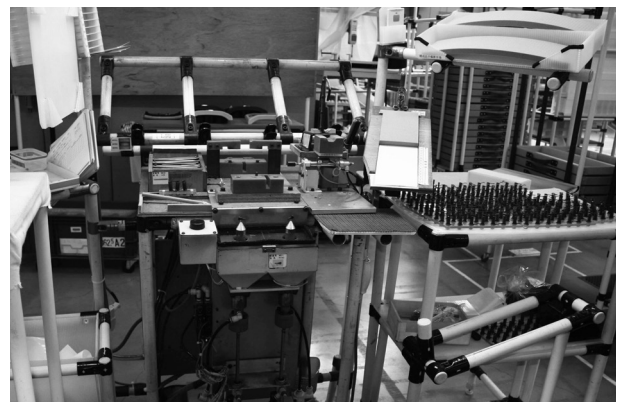
4月18日、平成25年度科学分野の文部科学大臣表彰・創意工夫功労者賞を受賞した小竹化成株式会社 製造部製造技術課 担当員 藤井貴浩さんが、松尾町長に受賞の報告をされました。

今回、藤井さんが受賞した創意工夫功労者賞は、科学技術分野において優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した人を対象に贈られる賞で、福岡県の受賞者はわずか9名です。

部品が小さいので手作業ではとりづらく、以前は作業時間や工数がかかっていました。そこで藤井さんは、部品が小さくて軽いという特徴を利用し、ノズル形式の吸着装置を考案しました。それにより、部品が各1ヶずつ取れるようになり、作業時間を短縮することができました。

それぞれの部品がどれくらいの確率で吸着できるのか検証し、ノズルの大きさを決めるまでに時間がかかったそうです。

藤井さんの考案した「ゴム部品の1ヶ切り出し装置」▶



「“作業者に優しく”をモットーに、誰でも安全に、また、簡単にできるような装置にできないかと思い、考案しました。受賞の実感はすぐには湧きませんでしたが、周囲の反応でじわじわと実感し、うれしく思います。」と藤井さん。

日々、改善意識を持って業務を行う藤井さん。今後の活躍に注目です。



町長の動き

4月22日	内部情勢調査会 県支部懇親会 コアラ教室開級式	西鉄グランドホテル 児童館
4月23日	小竹町庁舎問題対策審議会答申	議員控室
4月24日	極東開発協議	じん芥処理施設
4月25日	食生活改善推進会総会 福岡県中小企業同友会定期総会	保健センター ホテル日航福岡
4月26日	地域協働推進員・自治会長会合同会議	総合福祉センター
4月28日	第46回宮若市・鞍手郡身体障害者 はつらつ運動会 虫の家定期総会	町民体育館 虫の家
4月29日	J A直鞍女性部会通常総会	宮若マリーホール
4月30日	宮若市外二町じん芥処理施設組合臨時議会	じん芥処理施設
5月2日	庁議	議員控室
5月6日	小竹町歩こう会総会	中央公民館
5月7日	福岡県町村会理事会 平成25年全国赤十字大会	福岡県自治会館 明治神宮会館(東京)
5月9日	福岡県国保連合会来庁	町長室
5月11日	ボランティア連絡協議会総会	総合福祉センター
5月12日	水神祭	小竹区
5月13日	各課ヒアリング(～16日)	町長室
5月14日	ふくおか県央環境施設組合臨時議会	ふくおか県央環境施設
5月15日	親と子の交通安全教室	直方自動車学校
5月16日	情報公開審査会委員辞令交付	庁内会議室
5月17日	小竹町商工会総会 小竹中学校体育大会	小竹町商工会館 小竹中学校
5月19日	南スーダン派遣準備隊激励会 公明党時局講演会	飯塚駐屯地 ユメニティ直方
5月20日	県土整備事務所市町村連絡会議	総合福祉センター

点描

町 長 コ ラ ム

「人間を救うのは人間だ」という日本赤十字社の博愛の精神により、災害、病氣、傷害、老いや、貧困などに悩む人々の救済と奉仕を目的として活動する全国赤十字大会に出席した。名誉総裁 美智子皇后陛下ご臨席の中、有功章のご授与のほか「気づき、考え、実行する」という青年赤十字奉仕団の東日本大震災へ

の取り組みの実践活動報告。赤十字の人道支援活動でボランティアとして汗をかき、知恵を出す幅広いその活動に敬服した。
6月に入り、いよいよ梅雨入りが迫る。天災は忘れた頃にやってくるというが、このところ忘れる暇もない。

日々災害に対する危機感を抱く

中、各自治会単位で設置した自主防災組織との連携を新たに加え、町の洪水被害を軽減するための「水防計画書」を策定した。備えても「ゴールは見えない」「不意の地震に不断の用意」この関東大震災の標語は90年経過しても色あせない。そして、「人は人ではなく支えられない」という赤十字社の思いを肝に銘じたい。

小竹同人句会

阿部天風 選

生え初めし嬰の乳歯や柿若葉
みかん山どつかと買うて寺薄暑
石佛の慈顔百態柿若葉
カーネーション届き電話の声弾む
柿の花こぼれて母は逝きにけり
安藤つき子

小竹旬句会

阿部天風 選

古手紙焼くも終活花は葉に
挽きたてのモカの酸っぱさ風若葉
鉄線花朝の窓辺に咲き揃ふ
算盤の音パチパチと昭和の日
再診の予約入れおり夏立つ日
豊崎 民恵
松尾清一郎
時川寿美子
小嶋 亮子
門田 睦子

小竹中央公民館サークル

阿部天風 選

声あげて庭の若草踏む曾孫
若草や掌より転がるにぎり飯
春昼や乳足り眠る嬰の面
賑やかに苗の売れゆき見てをりぬ
神木や八百歳の樟若葉
藤野 久子
青柳満喜代
塔野八千代
松井かおる
松崎 直



平成24年度 小竹町個人情報保護条例運用状況

問い合わせ▶総務課情報係 ☎2・1212

①開示の請求件数、開示および非開示等の決定件数

機関別	請求	開示	部分開示	不存在	非開示
町長	6	4	1	1	0
病院	5	4	0	0	1

②実質開示率

90%

③訂正の請求件数、決定件数

なし

④利用停止等の請求件数、決定件数

なし

⑤異議申立ての内容および件数

なし

⑥事務の外部委託、目的外利用および外部提供の状況

事務の外部委託 2件



平成24年度 小竹町情報公開条例運用状況

問い合わせ▶総務課情報係 ☎2・1212

①開示の請求件数、開示および非開示等の決定件数

機関別	請求	開示	部分開示	不存在	非開示
町長	7	4	2	1	0

②実質開示率

100%

③不服申立ての状況

なし

④苦情申出の状況

なし

⑤情報公開審査会の開催状況(平成24年度)

▶開催日……平成24年5月22日

▶内容………実施機関における情報公開条例の運用状況
の報告について、審査会の意見について



65歳以上の皆さんへ 平成25年度介護保険料の決定通知書を送ります

問い合わせ▶福祉課高齢者福祉係 ☎2・1219 福岡県介護保険広域連合 事業課資格管理係 ☎092・643・7055

平成25年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。

保険料の計算は、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得状況等により9段階に分けられます。段階ごとの金額は昨年度と同様ですが、世帯の課税状況等に変動がある場合は保険料が変わることがあります。

【介護保険料の納付方法】
介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月、6月、8月(仮徴収期間)に天引きした保険料を差し引いた金額が、10月、12月、来年2月の各月に年金から天引きとなります。

また、納付書、口座振替等で納めている人は、8月から来年3月まで納めます。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、本

年度65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、半年から1年後に年金天引きが開始となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

●口座振替を利用されると、納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

●災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じた介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。

介護保険制度は皆様から納付いただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。



国民健康保険に加入するとき・やめるとき

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎2・1224

国民健康保険に加入するとき・やめるときは、14日以内に健康増進課保険年金係の窓口で手続きを行いましょう。

●国民健康保険に加入するときの手続き

国保に加入するとき(※1)	どんなとき	必要なもの	届け出が遅れると
	職場の健康保険などをやめたとき (退職日の翌日)	資格喪失証明書などの保険の喪失が確認できるもの ※非自発的失業者の人は、そのことが確認できる雇用保険受給資格者証	◎国保の保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月にまでさかのぼって払うことになります。 (遡及賦課といいます。)
	家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書または被扶養者からはずれた証明書	
	小竹町に転入したとき(※2)	70歳以上の人が転入する場合は、転出した市町村で交付された負担区分証明書	◎被保険者証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担となります。
	子どもが生まれたとき(※2)	印かん	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書	

(※1) 老齢年金を受給している65歳未満の人で、厚生年金・共済年金の加入期間が20年以上あるか、40歳以降10年以上ある場合は年金証書、印かんが必要です。

(※2) 国民健康保険以外の健康保険に加入している場合や生活保護を受けている場合を除きます。



●国民健康保険をやめるときの手続き

国保をやめるとき(資格がなくなったとき)	どんなとき	必要なもの	届け出が遅れると
	職場の健康保険などに加入したとき	国保の被保険者証と加入した健康保険の被保険者証(※3)	◎資格を喪失した被保険者証で診察を受けると、国保が負担した医療費分を返還していただく場合があります。
	小竹町から転出したとき	被保険者証(※3)	
	死亡したとき	被保険者証(※3)、印かん、喪主の通帳	
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、被保険者証(※3)	◎他の健康保険などに加入後、国保をやめる届け出がなければ、国保税と健康保険などの保険料を二重で払うことになります。
	65歳から74歳までの人が後期高齢者医療制度の対象者になったとき ※75歳になり対象となったときは届け出は不要です。	65歳以上で一定以上の障害がある人で、後期高齢者医療制度の対象となった場合は個別に郵送で案内します。	

(※3) 国民健康保険で限度額適用・標準負担額減額認定証や高齢受給者証、特定疾病療養受給者証の交付を受けている場合は、手続きの際に返却してください。



平成25年度 子犬の譲渡会および犬のしつけ教室のお知らせ

問い合わせ▶(公益財団法人)福岡県動物愛護センター ☎092・944・1281 税務住民課環境係 ☎2・1246

●平成25年度 子犬の譲渡会

下記の日程で子犬の譲渡会を開催します。

「家庭犬として、愛情と責任を持ち、終生飼養していただける人」にのみ、譲渡を行います。

ただし、譲渡会に参加するためには、「これから犬を飼う人のための講習会」への参加が必要です。子犬を譲り受けたい人は、講習会で「個別面談」を受けていただきます。面談によっては、譲渡をできない場合もあります。

『これから犬を飼う人のための講習会』 (事前講習会)

【受付時間】 13時から13時30分まで

【講習会】 13時30分から15時15分まで

【個別面談】 15時15分から16時まで

7月3日(水)	11月6日(水)
8月7日(水)	12月4日(水)
9月4日(水)	平成26年2月5日(水)
10月2日(水)	平成26年3月5日(水)

●事前講習会は、定員20組限定です。

(電話での事前申し込みが必要です。)

●福岡県内在住者で、20歳以上の人

●同居家族以外の代理受講は認めません。

(例：実家の親が犬を飼いたがっているが、遠いので代わりに参加)

個別面談で、『譲渡可』のスタンプをもらった人のみ参加できます。



『子犬の譲渡会』

【受付時間】 13時から13時30分まで

【子犬選び】 13時30分から13時50分まで

【講習会】 13時50分から15時45分まで

【記念撮影】 15時50分から16時まで

7月6日(土)	11月9日(土)
8月10日(土)	12月7日(土)
9月7日(土)	平成26年2月8日(土)
10月5日(土)	平成26年3月8日(土)

●譲渡会で抽選に外れたり、気に入った子犬がいなくても、『譲渡可』の人は半年間、譲渡会に参加できます。

●車で犬を連れて帰ることを考えると、同伴者も来られた方がよいでしょう。

●譲渡子犬がない場合、中止となります。前日までにホームページまたは、電話で確認ください。

※いずれも、会場は(公財)福岡県動物愛護センター(福岡県古賀市小竹131-2)です。

●平成25年度 犬のしつけ教室 日程表

人も犬も楽しく暮らすための「しつけ教室」を行っています。お気軽にご参加ください。

一般コース(講義のみ)	定員30名 (事前の申し込みが必要です。)	
	6月15日(土)	10時から12時30分まで
	8月21日(水)	13時から15時30分まで
	9月18日(水)	13時から15時30分まで
	11月16日(土)	10時から12時30分まで
	12月11日(水)	13時から15時30分まで
	2月15日(土)	10時から12時30分まで
※注意 一般コースは、講義+モデル犬のデモンストレーションを見ていただくだけで、犬は連れて来ることができません。困っている事があれば、申し込みの時にお伝えください。		

子犬コース (レッスン1は講義、レッスン2・3は実技)	定員20名 実技参加犬6頭(審査の上、決定します)		
	レッスン1	7月11日(木)	13時から15時30分まで
	レッスン2	7月18日(木)	13時30分から15時30分まで
	レッスン3	7月25日(木)	13時30分から15時30分まで
	レッスン1	10月10日(木)	13時から15時30分まで
	レッスン2	10月17日(木)	13時30分から15時30分まで
	レッスン3	10月24日(木)	13時30分から15時30分まで
	レッスン1	3月13日(木)	13時から15時30分まで
	レッスン2	3月20日(木)	13時30分から15時30分まで
	レッスン3	3月27日(木)	13時30分から15時30分まで
※実技参加の条件があります。詳しくはお問い合わせください。			



今月の納税

税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ▶税務住民課収納係 ☎2・1216



6月は、児童手当現況届の提出をお忘れなく

問い合わせ▶一般福祉係 ☎2・1219

集合税 — 町県民税・固定資産税・国民健康保険税 —

第1期納期限 7月1日(月)

【口座振替日 6月25日(火)】

▶税の公平性

納付期限内に税金を納めた人との税の公平性を保つため、納期限が過ぎた後も納付がない場合、督促状を送ります。督促後、完納されないときは差押え等の処分の対象になりますので、納期限までの納付をお願いします。

▶口座振替による納税について

振替日は毎月25日(振替日が休日の場合は翌営業日、12月と2月は22日)です。自動的に指定の口座から税金が引き落とされるので、納め忘れの心配がありません。手続きは、町指定金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、飯塚信用金庫、直鞍農協、ゆうちょ銀行)または税務住民課で行えます。

現在、児童手当の認定を受けている人は、6月分以降も児童手当の認定を受けるために現況届の提出が必要です。
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。対象の人には、現況届に関する書類を郵送しています。書類の中には、現況

届を提出する際に必要な書類を明記しています。

※提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、必ず提出期間内に提出してください。

【提出期間】6月3日(月)から6月28日(金)まで

【提出窓口】役場福祉課(9番窓口)



大雨・洪水への備えを！

問い合わせ▶遠賀川河川事務所 ☎0949・22・1830



小型家電の分別回収についてのお願い

問い合わせ▶税務住民課環境係 ☎2・1946

これから、梅雨や台風の時期を迎えます。大雨による被害を未然に防ぐため、自主的な避難情報の収集が必要となります。

テレビやインターネット・携帯電話で、雨の状況や、遠賀川の水位などの情報を把握することができるサイトをご紹介しますので、自主的な避難情報の収集に広く活用してください。

◎テレビで水位をチェック！

地上デジタル放送より水位情報を入手できます。番組をNHKに合わせ、リモコンの「dボタン」を押すだけで、お近くの水位情報を得ることができます。

◎携帯やパソコンで水位・雨量をチェック！

- ・河川情報アラームメール(kasenalarm-entry@qsr.mlit.go.jp)
九州地方の雨量と水位が基準値に達すれば、携帯メールでお知らせしてくれます。
- ・遠賀川防災情報(http://www2.ocn.ne.jp/~onga/mobile_cctv/)
- ・遠賀川河川事務所ホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>)

小型家電リサイクル法が施行され、回収が始まりました。小竹町でも取り組みを進めています。
ご家庭で使用しているパソコン関連用品、デジタルカメラ、ケーブル、ACアダプター、ラジカセ、携帯電話等の不用品は、粗大ごみや不燃物として処理せず、左記の場所に設置してある小型家電回収ボックスに投入してください。投入口に入らない大きさのもの(炊飯ジャー、電子レンジ、扇風機等)については、役場4番窓口(環境係)までお持ちいただければ回収させていただきます。
回収できる品目が約2百品目ありますので、詳しくは環境係にお問い合わせください。

- 小型家電回収ボックス設置場所
- ・小竹町役場1階4番窓口(環境係)前
- ・小竹町総合福祉センター入口付近
- ・小竹町中央公民館入口付近





年金は、保険料の納付月数によって、もらえない場合があるって本当？

問い合わせ▶健康増進課保険年金係 ☎ 2・1224

年金の受給権の有無は、保険料の納付月数・免除月数により決まるため、保険料を未納にすると年金を受給できない場合があります。

老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間は次のとおりです。

①老齢基礎年金(65歳から受給できる年金)

保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意未加入期間を合算して25年(300月)以上あること。

②障害基礎年金(20歳以降に初診日がある場合のみ)

初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

もしくは、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

③遺族基礎年金

亡くなった日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

または亡くなった日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

※18歳未満の子または20歳未満の障害基礎年金1級から2級程度の障害を持つ子を扶養している妻と子もしくは子のみに支給されます。

※障害基礎年金については初診日、遺族基礎年金については死亡日以降に受給権をみる期間中の保険料を払っても、納付とみなされませんが、保険料は納期までに納めましょう。



小竹町立病院からのお知らせ

問い合わせ▶小竹町立病院 総務課 ☎ 2・0282

■薬剤師・看護師募集(正規職員)

●薬剤師

【受験資格】①昭和29年7月2日以降に生まれた人

②薬剤師の免許を有する人

【勤務】週休2日 8時30分から17時15分まで

●正看護師

【受験資格】①昭和49年7月2日以降に生まれた人

②正看護師の免許を有する人

【勤務】4週8休で日勤・夜勤の2交代勤務

【給与】当院規定による

詳細については、お問い合わせください。

【採用予定数】各1名

【採用の時期】平成25年7月1日以降

【待遇】地方公務員

【試験等】面接試験



■看護補助者募集(契約職員)

●看護補助者

【勤務】4週8休で早番・日勤・遅番

【給与】基本給▷月額125,400円
手当▷当院規定による

【休暇】当院規定による

【社会保険】有

【身分】契約職員(年度更新・昇給有)

【資格要件】なし

●看護補助者

【勤務】4週8休 12時15分から21時まで

【給与】基本給▷月額125,400円
手当▷当院規定による

【休暇】当院規定による

【社会保険】有

【身分】契約職員(年度更新・昇給有)

【資格要件】なし

●看護補助者

【勤務】月曜日から金曜日までの13時から16時まで

入院患者の入浴介助等

【給与】時給750円

詳細については、お問い合わせください。

お子様に「気になるところ」はありませんか？

- *指示したことがなかなかできない
- *人との会話が成り立たない
- *忘れ物が多い
- *片付けができない



- *落ち着きがなく動き回る
- *おしゃべりが止まらない
- *同じ世代の子どもの中で楽しく遊べない

このような言動がお子様に見られるようでしたら、「発達障害」の可能性がります。「小さな子どもにはよくあること」と見過ごされがちですが、早期の支援がとて大切で。なぜなら、脳の形成過程からみても、幼児期から小学校低学年にかけての適切な対応が必要だからで。

●成長過程の子どもの発達はアンバランス●

発達障害は「発達アンバランス症候群」ととられ、成長過程での発達のさまざまな面のどれかが遅れているもので、誰にでも見られるものとも考えられます。ただし、できることとできないこととの差が大きいため、適切な指導や支援が求められます。

●学力をつけるために必要なこと●

一般に、子どもが学力を身につけるために不可欠な要素があります。

- 個に合った学習内容であること
- 個にあった速さで学習を進めること

これらのどちらかが欠けてしまうと、学力の定着は困難になります。

「特別支援教育」では、子どもの実態を把握しながら、これら2つの要素を満たすために個別の指導・支援を行います。

●小竹町では●

小竹町教育委員会では、保育所・幼稚園・小中学校・専門家を含めた「小竹町特別支援教育連携協議会」を設け、就学前から、子どもさんと保護者に対し、次のような多様な支援を行っています。

- 心理カウンセラーによる子どもや保護者の相談
- 特別支援学校の先生などによる、巡回相談の実施
- 幼稚園、小・中学校全てに、その子に合ったきめ細やかな支援を行う「特別支援員」の配置

人生で一番成長する大切な時期、そして周りの環境が子どもの成長を左右する時期だからこそ、早期の支援を積極的に行っています。お子様に「気になるところ」があると感じたときは、身近な先生や教育委員会にご相談ください。

小竹南小フェスタ2013

- 日時…6月23日(日) 9時から11時30分まで
- 場所…小竹南小学校体育館
- 内容
 - ▷第1部…各学年の発表
国語科や音楽科、総合的な学習の時間等で学習した成果を発表します。
 - ▷第2部…児童やPTAの発表
「わたしが主役」と題して、ダンス等日頃子どもたちが習っていることを発表します。



今年の小竹南小学校フェスタは、春に行うことにしました。例年とは違いますが、みんな一生懸命取り組みます。明るく楽しい笑顔があふれる集いの場です。校区の皆様がたくさんおいでくださることをお待ちしております。

問い合わせ▷小竹南小学校 ☎2・0033

お気軽にどうぞ 鞍手地区就学相談

鞍手地区就学相談委員会では、特別支援学校や特別支援学級などでの教育をうけるかどうか考えている保護者を対象に、次のとおり就学相談を行います。(事前の申し込みが必要)

●日時 9月5日(木)、9月6日(金)、9月9日(月)
9時から17時まで

●場所 鞍手町中央公民館

●相談料 無料

●申込締切 6月14日(金)

●問い合わせ 小竹町教育委員会



ナチュラルインテリアの収納アイデア

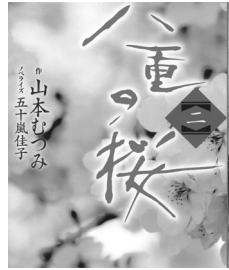
私のカントリー別冊
主婦と生活社



「収納＝しまう・すっきり」と思われがちですが、ナチュラルインテリアの収納はちょっと違います。天然素材のかごや、時を経て味わい深くなった小さな家具……。そんな心なごむ雑貨で、ナチュラルな収納を実践し、心地よい暮らしを楽しんでいる方々をご紹介します。まねしなくなるアイデアやヒントもいっぱい詰め込まれています。

八重の桜【二】

山本むつみ・作 五十嵐佳子・ノベライズ
NHK出版



幕末の暗雲がたちこめるなか、戦いの火ぶたとなった鳥羽・伏見の戦いで幕府軍は敗れ、会津は新政府軍から逆ぞくとして扱われる。新政府軍との力の差は歴然、会津はしだいに窮地に追い込まれていく。

ひまわりのおか

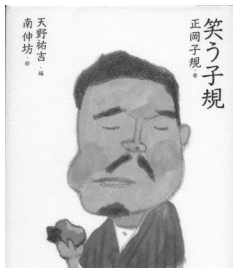
ひまわりをうえた八人のお母さんと葉方 丹・文
松成真理子・絵 岩崎書店



2011年3月の東日本大震災により、石巻市立大川小学校は、74人の子どもたちと10人の先生の命が亡くなり行方不明となるという悲劇がおこりました。6月のはじめ、「おかのうえの花だに、ひまわりをうえようよ！」そう言ったのは、愛ちゃんのお母さん。「ひまわりが咲いたら、きっと喜ぶよ。」やがて、小石だらけの土から、小さな芽が顔を出して……。お母さんたちは、ひまわりの世話をしながら、子どもたちのことを話すのです。

笑う子規

正岡子規・著 天野祐吉・編 南伸坊・絵
筑摩書房



松山が生んだ俳人、正岡子規は結核という病により早世したが、冗談好きの快活な若者でもあった。子規がこんな句を作っていた！？子規全句からおかしの句を天野祐吉が選んで南伸坊が絵をつけた新編・子規句集。

この日本で生きる君が知っておくべき「戦後史の学び方」

池上彰教授の東工大講義・日本編 池上彰・著
文藝春秋社



池上さんの座右の銘は「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ。」どん底日本を変えるために、本当の戦後史を学びたい人への一冊。



図書室にある本を紹介しています。

ダーティー・ママ！

秦 建日子・著
河出書房新社



交通課からいきなり麻布南署刑事課強行班係の刑事になった長島葵は、子連れの刑事・マルコーこと丸岡高子と組まされることになる。強引なマルコーに振り回される葵は……

みずたまり

森山 京・作 松成真理子・絵
偕成社



タ立のあと、公園のブランコの下には小さな水たまりができていました。タクはその水たまりををのぞき込んでみました。目をこらすとやせた女の子の顔が見えたようでした。

もうママったら！

寺島ゆか・作
文溪堂



「はやくたべなさいっていつてるでしょ！」ママったら朝から「はやく、はやく」って怒ってばかり。だから私も、怒ってるんだ。「ママのいじわる！だいきらい私がつたら、とうとうママが本当に怒っておなら攻撃をしかけてきた！」

おれたちはパンダじゃない

サトシン・作 すがわけいこ・絵
アリス館



パンダにへんそうさえすれば、おれもにんきものになれるかも！？クマはペンキでパンダにへんそうして、うきうきぶんであるいていると、いびきのパンダにであった。ふたりであるいていると、ファンがプレゼントをいっばいくれた。よろこんであけると……

うらしまたろう

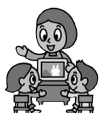
令丈ヒロ子・文 たなか鮎子・絵
講談社



むかし、むかし。子どもたちにいじめられている亀を助けたうらしまたろうは、お礼がしたいという乙姫様に会うために、竜宮城に出かけます。美しい竜宮城で三年も過ごしたうらしまたろうは、ふるさとに戻ることにになります……

子どもたちに絵本の楽しさを伝えています

みて！きいて！
おたのしみおはなし会



日時▶6月15日(土)
13:00~14:00

場所▶中央公民館

影絵サークル「ミルキークラブ」
小竹町初上演！！かわいい影絵の世界！



開館時間 8:30~17:15

問い合わせ 中央公民館 ☎2・0452

今月の健康行事

▶小竹町立病院で火曜日に予防接種を実施しています。詳しくは小竹町立病院へお問い合わせください。

※要予約…小竹町立病院 ☎2・0282

▶内容によっては事前に予約が必要なものや対象者が限られる場合がありますので、保健センターに問い合わせください。

▶ウォーキング教室は、上靴、水筒、タオルを持参してください。

▶筋力アップ教室には、バスでの送迎をいたしますので、送迎を希望される人は事前に申し込みをしてください。

問い合わせ…保健センター ☎2・1864

※4月に配布した健康づくりカレンダーでは、予約不要としておりましたが、準備の都合のため、ウォーキング教室と筋力アップ教室については予約が必要となりました。

6月

18日(火)：1歳6か月児健診
13時15分～13時45分
保健センター

20日(木)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館

27日(木)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館

28日(金)：特定健診・基本健診・各種がん検診
8時30分～10時
総合福祉センター

30日(日)：特定健診・基本健診・各種がん検診
8時30分～10時
保健センター

7月

1日(月)：筋力アップ教室
13時～15時
中央公民館

3日(水)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館

5日(金)：医師による高血圧予防教室
13時30分～15時
保健センター

9日(火)：乳児健診
13時15分～13時45分
保健センター

11日(木)：ウォーキング教室
10時～12時
町民体育館

家庭での食中毒予防のポイント

家庭での食中毒予防は、食品を購入してから、調理し、食べるまでの過程で、どのように「細菌をつけない・増やさない・殺す」を実践していくかにあります。
ここでは、買い物から食事までのポイントを紹介します。

1. 買い物

・魚、肉、野菜などの生鮮食品は、新鮮なもの。

・表示(「消費期限」など)のある食品は、確認する。

2. 家庭での保存

・冷蔵や冷凍が必要な食品は、すぐに冷蔵庫(10℃以下)や冷凍庫(マイナス15℃以下)に入れる。

・冷蔵庫や冷凍庫に詰め過ぎない。

・肉や魚はビニール袋や容器に入れ、汁が漏れないようにする。

3. 下準備

・調理前にせっけんで手を洗う。

・肉、魚、卵などを扱った後は、せっけんで手をよく洗う。

・包丁、まな板は、熱湯消毒する。

・野菜、果物はよく洗う。

・冷凍食品の解凍は、冷蔵庫の中や電子レンジで行う。

4. 調理

・調理の前にせっけんで手を洗う。

・十分に加熱(中心部75℃で1分間以上)する。

・調理食品は、室温に放置すると、細菌が付着・増殖するため冷蔵庫に入れる。

5. 食事

・食事の前にせっけんで手を洗う。

・作った料理は長時間室温に放置せず、早く食べる。

・温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる。

6. 残った食品

・残った食品を取り扱う前にもせっけんで手を洗う。

・残った食品を温め直す時は、十分に加熱する。

・臭いなどがおかしいと思ったら食べずに捨てる。



食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・殺す」です。

食中毒は、細菌が増殖しやすい春から秋にかけて多く発生する病気です。これからの季節、注意しましょう。また、食中毒かなと思ったら、むやみに市販の下痢止めなどの薬を服用しないようにし、早めに医師の診察を受けましょう。



相談

補聴器交付(修理) 巡回相談

【日時】6月20日(木)10時から11時まで

【場所】小竹町総合福祉センター図書室

【持参するもの】身体障害者手帳、印かん、補聴器

●交付(修理)を受けた場合は、世帯の負担能力に応じて費用が必要です。

【問い合わせ】福祉課一般福祉係 ☎2・1219

小竹町社会福祉協議会 無料法律相談

【日時】6月14日(金)8時30分から13時まで受付、13時開始

【場所】小竹町総合福祉センター

【問い合わせ】小竹町社会福祉協議会 ☎2・2028

日曜街かど労働相談会

【日時】6月30日(日)10時から18時まで

【内容】賃金未払い、解雇などの働く上での問題や悩みについて個別相談ブースでの面談相談

相談無料・予約不要・秘密厳守。

まずはご相談を！

【会場】イオンモール直方1階

【問い合わせ】福岡県筑豊労働者支援事務所 ☎0948・22・1149

福岡県立直方聾学校

通級による指導・教育相談

【対象者】聴覚障害による聞こえやことばの発達で困っているお子さん(0歳から18歳まで)並びにその保護者や関係者

【受付・相談日】月曜日から金曜日まで、9時から16時30分まで

【問い合わせ】福岡県立直方聾学校 ☎0949・26・5351

FAX ☎0949・26・4601

(事前に教頭(八田さん)または通級・教育相談係(日高さん)までご連絡ください。)

募集

放送大学

平成25年10月入学生募集

放送大学は、BSデジタル放送を利用して授業を行う、国がつくった通信制の大学です。心理学、福祉、経済など幅広い分野の科目(約3百科目)を1科目から自宅のテレビ等で学べます。

15歳以上(全履修生は18歳以上)であれば無試験で入学でき、学士

(教養)の学位がとれます。短大、専門学校などからも編入学できます。また、18歳以上であれば大学院の修士科目生、修士選科生として入学できます。

【募集期間】6月15日(土)から8月31日(土)まで

※入学相談を随時受け付けています。

【資料請求・問い合わせ】放送大学福岡学習センター ☎092・473・1365

平成25年度

福岡県下水道排水設備

工事責任技術者試験

および受験講習会

下水道の宅内排水設備に関する工事責任技術者の試験、受験講習会の申込用紙配布および申込受付を次の要領で実施します。

【試験日】11月3日(日)

【受験講習会】9月6日(金)

【用紙配布・受付期間】7月1日(月)から7月12日(金)まで

【試験および受験講習会場】

●飯塚会場：福岡県立飯塚研究開発センター

【申込・問い合わせ】上下水道課下水道事務係 ☎2・1945

赤十字幼児安全法

短期講習開催

【講習内容】乳幼児の一次救命処置

(心肺蘇生法、AEDによる除細動) 【日時】7月5日(金)10時から12時まで、13時30分から15時30分まで

【会場】嘉麻赤十字病院

【申込期間】6月12日(水)まで

※経費・申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】日本赤十字社福岡県支部 事業部事業一課 幼児安全法講習担当 ☎092・523・1172(平日9時から17時まで)

平成25年度

税務職員募集

【受験資格】

1 平成25年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および平成26年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人

2 人事院が1に掲げる人に準ずると認める人

【試験の程度】高等学校卒業程度

【第1次試験】9月8日(日)

【受付期間】

●インターネット申込：6月24日(月)から7月3日(水)まで
(インターネット専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

●郵送または持参申込：6月24日(月)から6月28日(金)まで

毎週木曜日は
窓口業務を午後7時まで
延長しています

- ▷ 祝日は除きます
- ▷ 業務内容によっては、当日処理ができない場合があります



のおがた警察署 街頭犯罪だより

■管内街頭犯罪発生状況

	4月中	平成25年累計	
	件数	件数	前年比
車上ねらい	15件	37件	-7件
自転車盗	21件	58件	+12件
空き巣	4件	27件	+1件

自転車盗が増加中！！

商業施設・駅等の駐輪場で、自転車盗が多発しています。被害に遭わないために、駐輪の際は、

- ◎人通りの少ない場所を避ける
 - ◎二重ロックをする
- などしましょう。



直方警察署 ☎0949-22-0110

(6月28日(金)通信日付印有効)
【問い合わせ】直方税務署 ☎094
9・22・0880 または 福岡国税
局 ☎092・411・0003

お知らせ

駅ナカパビリオン第3弾
「ランランラン」な
スイーツの旅」開催！

百円列車で各駅のスイーツを
食べ歩き！

【開催日時】6月29日(土)・30日(日)
10時から17時まで

【開催場所】直方駅・田川伊田駅・赤駅
【問い合わせ】平成筑豊鉄道本社

☎0947・22・1000
(平日9時から17時30分まで)

障害者虐待防止センターを開設

1. この法律の対象となる「障害者」とは

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人、
また、障害者手帳をお持ちでない場合でも、障害などにより
日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人

「虐待」には三種類あります

1. 養護者による虐待(家庭での虐待)
2. 障害者福祉施設従事者等による虐待(施設等での虐待)
3. 使用者による虐待(職場での虐待)

次のような行為が、「虐待」にあたります

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. 心理的虐待
4. 放棄・放任(ネグレクト)
5. 経済的虐待

その他、セルフネグレクトといって、障害者本人が、自分の
生活や健康などを損なうおそれがあるのに何もしないで放置
している場合にも、周囲からの積極的な支援が必要だとい
われています。

●障害者の虐待に気づいた人には、虐待対応窓口への
通報義務があります。通報した人の情報は守られま
す。また、匿名による通報も受け付けます。

●この法律では、「虐待される人」だけでなく「虐待して
しまう人」にも支援が必要と考えられています。養護
者が虐待者にならないように「介護の負担を軽くす
る」「介護に役立つ知識や技術を増やす」「心のケアを
大切にする」「適切な専門家の支援を受ける」ことが
できるように取り組みます。

「虐待かもしれない」と思ったら・・・

●障害者虐待防止センター るーぷる

☎080・6424・2271(24時間365日対応)

FAX ☎0948・22・6088

なお、平日8時30分～17時15分は、下記においても対応します。

●小竹町役場 福祉課一般福祉係

☎09496・2・1219(直通)

FAX ☎09496・2・1140

※障害のある人に対する虐待でも年齢等によっては、受付
窓口が異なる場合があります。

マリー・アントワネット 物語展

【会期】6月23日(日)まで(月曜日休館)
【観覧時間】10時から18時まで
(入場は17時30分まで)

【場所】福岡県立美術館

【問い合わせ】福岡県立美術館 ☎0
92・715・3551

事業者の皆様へ

工場、店舗などにある古い電気
機器(昭和47年頃までに製造され
たトランス、コンデンサ、業務用
蛍光灯の安定器など)には、環境
と人体に極めて有害な高濃度P
CBが含まれている可能性があ
ります。
所有する機器にPCBが含ま
れていることがわかった場合

は、速やかにご連絡ください。
県内の高濃度PCB廃棄物の
処理期限は平成27年3月です。
【問い合わせ】嘉穂・鞍手保健福祉
環境事務所 ☎0948・21・4
812

事業主の皆様へ

労働保険年度更新の お知らせ

【手続期間】6月1日(土)から7月
10日(水)まで

※事業主の皆様には、この期間中に労働
保険料等の申告と納付の手続きを行って
いただくようお願いいたします。

【手続窓口】最寄りの銀行・郵便局等
の金融機関の窓口、労働基準監督署
または福岡労働局総務部労働保険
徴収課 ※電子申請、郵送も可
【問い合わせ】福岡労働局 総務部労

働保険徴収課 ☎092・434・9
833

(<http://www.fukuoka-plb.go.jp>)

オストメイトのための 医療講演会

日本オストミー協会福岡県支部
は、オストメイトを対象に、正しい
装具の使い方などの講演会を催し
ます。(参加費無料、申込不要)
【日時】7月6日(土) 13時から16時
まで

【場所】直方市総合福祉センター2階
【問い合わせ】日本オストミー協会
福岡県支部筑豊分会 ☎090・3
075・9535

愛のともしび

小竹町社会福祉協議会へ

■香典返し

故 原田 光明 様(小竹区)

遺族 原田 良子 様

故 吉田 ハツ子 様(勝野一区)

遺族 吉田 宏之 様

故 宮野 トキノ 様(御徳一区)

遺族 宮野 久子 様

故 田代 純孝 様(南良津区)

遺族 田代 貞子 様

故 竹内 ハルエ 様(直方市)

遺族 竹内 伸夫 様

人 population の動き

4月末現在

■人口 8,464 人

男性 3,991 人	女性 4,473 人
出生 2 人	死亡 17 人
転入 43 人	転出 44 人

■世帯数 3,984 世帯

ごみ garbage of refuse-derived fuel の量

4 月末現在

185,390 kg (前月比 +55,240 kg)

ごみの減量と資源回収にご協力をお願いします

資源回収事業として、紙類・衣類は資源回収団体
の皆さんが役場前で回収(月1回)しています。

▶回収日 6月16日(日)9時から12時まで

交 a traffic accident 通事故の発生件数

4月末現在・()は前年同月比

	4 月中	4 月末累計
発生件数	2 件 (± 0)	14 件 (+ 1)
死者数	0 人 (± 0)	0 人 (± 0)
傷者数	2 人 (- 1)	14 人 (- 5)



あの日 わたしたちは 目の前の映像にくぎ付けになりました



平成25年度人権講演会

日時▷ 6月30日(日) 受付: 9時30分 開会: 10時

場所▷ 小竹町中央公民館大研修室

●主催 小竹町・小竹町教育委員会 ●協賛 「小竹浜に笑顔を贈る会」

●講師 曹洞宗洞源院 住職 小野崎秀通さん
演題「避難所の実践 そして町の再生」



あれから、2年が経過しました。復興は、どのくらい進んでいるのでしょうか？
地震発生後、避難所に指定されていない施設にも多くの被災者が詰めかけました。洞源院の境内にも波をかぶり、全身ずぶ濡れになりながら逃げてきた人が。

3月11日 その日から洞源院は、5か月の間臨時的避難所として地域の皆さんの生活の場となったのです。

小竹町玉入れ選手権 参加者募集

ニュースポーツのアジャタ(玉入れ)は、合計100個の玉を、バスケットに入れるまでの時間を競うタイムトライアルスポーツです。

日時… 7月7日(日) 9時集合 場所… 小竹町町民体育館

【参加資格】 町内在住、在勤者および町内スポーツクラブ関係者で、元気な小学生以上の人

【チーム編成】 出場選手は1チーム6名(8名まで登録可)

【表彰】 上位3チームに表彰および賞品の贈呈

【申込方法】 小竹町中央公民館に電話で申し込み(☎2・0452)

【申込締切】 6月28日(金) 17時まで

【監督者会議】 7月2日(火) 19時から

●問い合わせ…教育課社会教育係 ☎2・0452



地域や職場のチームで参加してみませんか！



— 6月24日から6月30日までは子どもの人権110番強化週間 —
子どもの人権に関するご相談 ☎0120・007・110
(6月24日～6月28日…8時30分から19時まで、29日・30日…11時から17時まで)
福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会

